

令和7年度小牧市立本庄小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 「いじめ問題」についての共通認識

- ① いじめは、児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。
いじめは本庄小においてもどの子どもにも、起こり得るものである。
いじめは、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものである。
いじめは、人権侵害である。憲法に保障されている生存権を脅かすのがいじめである。
いじめは、人を死に追いやることもある犯罪である。
いじめられる方に問題があるなど、「いじめ」を正当化することはありえない。
見て見ぬふりは、いじめに加担していることである。いじめ問題が起きていることを知っていたり、見ていたりしてそのままにしていることは、いじめを正当化していることであり、いじめていることと同等である。
- ② 「いじめ問題の解決」のためには、早期発見・早期対応が大前提である。そのため、日頃から些細な兆候や懸念、児童からの訴えを見逃さないように努める。
- ③ 「いじめがあるから悪いクラス」なのではなく、「いじめを隠すからクラスがダメになっていくのである」という大前提で、担任一人が抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応していく。

(2) いじめの定義

いじめとは、児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上で行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものとする。

(3) いじめをとらえる視点

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うものとする。物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

教育相談担当、全職員で構成し、必要に応じて学校カウンセラー等を加える。

◎「いじめ防止対策組織」の主な役割

- ・ 年度始めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解決したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 生活アンケートは6月・11月・2月、教育相談は7月・12月、必要に応じて2月に行う。
- イ 児童が発する小さなサインを見逃さないために、児童理解を促進し、教師と児童との温かい人間関係づくりに努める。

〈方法〉・ 子どもの中に入って一緒に遊びながら、人間関係を観察する。

- ・ 距離をおいて、子どもたちが遊ぶ様子や人間関係を観察する。
- ・ 気になる児童がいたら、機会を捉えて声をかけ教育相談を行う。

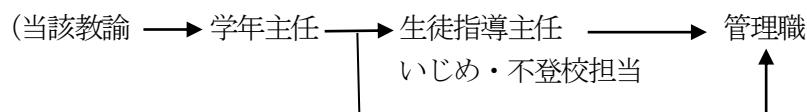
- ウ 保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

〈方法〉・ いじめの兆候が見られた場合は、必ず家庭に連絡し、保護者と連携して指導に当たる。

- ・ 担任は、学級の問題を一人で抱え込まず、学年部会で報告し共有する。

- エ 普段から、学級や授業、通学団や部活動などにおける児童の様子についての情報交換を行い、いじめの兆候の発見や情報の共有を図る。

〈方法〉・ 情報が入った時点での、迅速な情報伝達



※ 緊急時は早急に管理職に相談

- ・ **必ず、生徒指導記録へ入力する**
- ・ 生徒指導部会における情報共有
- ・ 職員会議における情報共有

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを発見したとき、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」において情報を共有し、迅速かつ組織的に対応する。
- イ 特定の教職員で問題を抱え込むことがないようにする。
- ウ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- エ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ いじめが「解決している」状態に至った場合でも被害児童・加害児童を日常的に注意深く観察して、再発防止に努める。
- カ 教職員の共通理解、保護者の協力、心の教室相談員や学校カウンセラー、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- キ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ク ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態（児童の生命や心身、財産への重大な被害が生じた場合や、いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされた場合）は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

【重大事態の対応フロー図】

